

蔵理第851号

平成4年3月26日

最終改正 令和2年12月11日財理第3920号

日本銀行業務局長 殿

大蔵省理財局長 寺村 信行

**日本銀行が歳入金の収納に関する事務を光学読取式電子情報処理組織  
を使用して処理する場合の事務等の取扱手続の細目について**

日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第93条及び日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和24年大蔵省令第100号）第5条の規定に基づき、日本銀行が光学読取式電子情報処理組織により処理する事項及び当該処理の方法その他光学読取式電子情報処理組織の使用に関する手続の細目を、下記のとおり定めたので、命により通知する。

記

1. 日本銀行国庫金取扱規程（以下「国庫金規程」という。）第14条の2第2項及び日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（以下「特別手続」という。）第3条第4項に定める「必要があると認められる場合」とは、記載されている事項に訂正された箇所がある場合及び誤記等のため光学読取式電子情報処理組織による判読ができない場合をいう。
2. 日本銀行本店及び取りまとめ指定代理店は、国庫金規程第14条の2第4項又は特別手続第3条第5項若しくは第6項の規定に基づき第一号代行機関又は第二号代行機関に国庫金規程第1号の5書式による領収済通知書（領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。）を送付した後に、当該第一号代行機関又は第二号代行機関から電磁的記録媒体に収録されている領収済の件数及び金額と国庫金規程第1号の5書式による領収済通知書に記載されている領収済の件数及び金額が符合しない旨その他の通知を受けたときは、その内容について再確認する等適切な措置を講ずるものとする。

3. 国庫金規程第14条の7及び特別手続第3条第10項に規定する領収済通知書の訂正のための通知は、別紙様式の訂正依頼書により行うものとする。

別紙様式

訂 正 依 頼 書		
	年	月 日
(歳入徴収官又は分任歳入徴収官の官職氏名)	殿	
	日 本 銀 行	
別紙のとおり領収済通知 ( 件) を訂正してください。		

用紙寸法 日本産業規格A列4